

# 農薬危害防止運動中央講習会

農薬と毒物及び劇物取締法について



静岡県富士保健所

# 毒物及び劇物取締法

## 目的(法第1条)

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とする。

一般に流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を

**毒物** 又は **劇物** に指定し、保健衛生上の見地から規制する法律です。



# 毒物劇物の種類(法第2条)

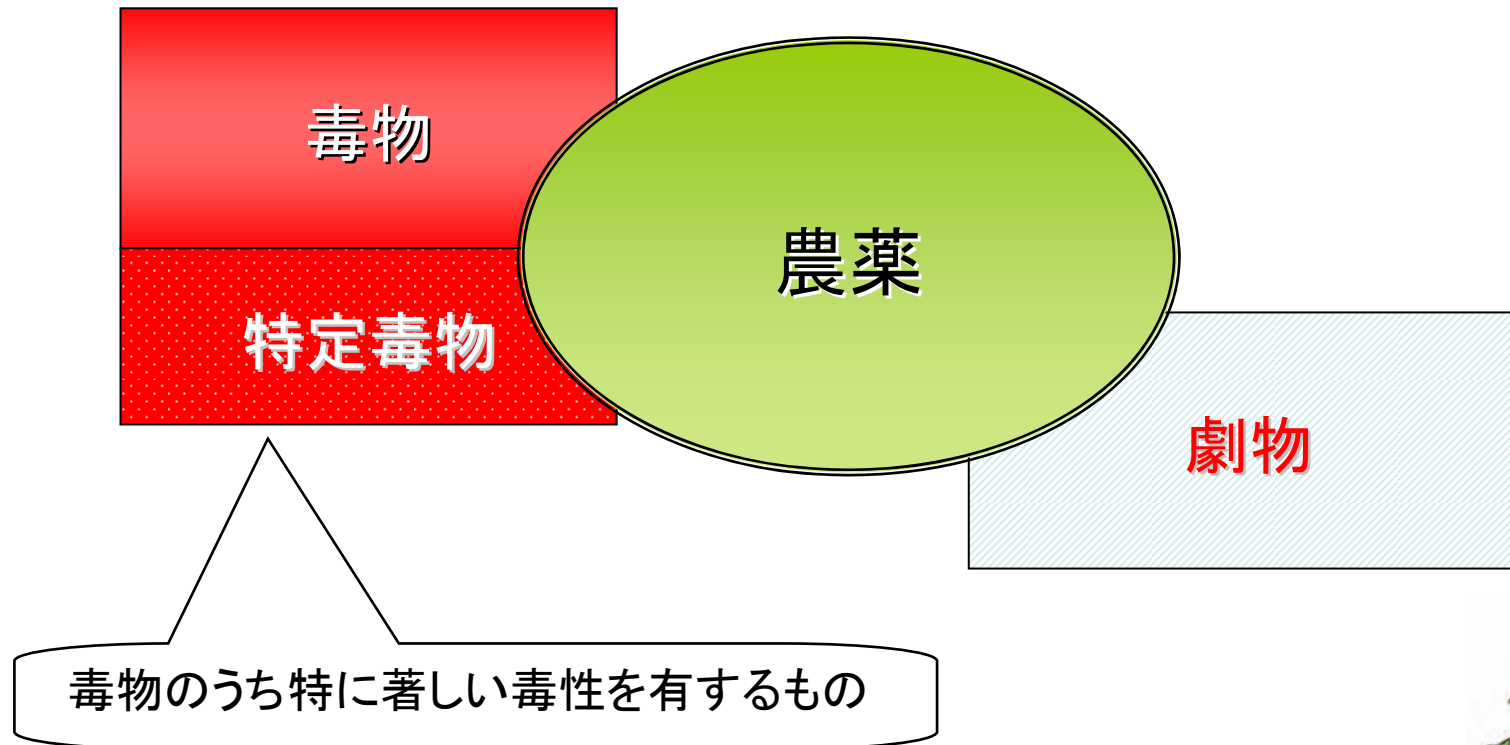
1 **毒物** 毒性の強いもの  
…法別表第1及び指定令第1条に掲げる物  
シアン化ナトリウム、水銀、ニコチン、砒素、弗化水素、黄燐、パラチオン、  
アジ化ナトリウム及びこれを含む製剤 など

2 **劇物** 毒物に準じて規制する必要があるもの(劇性の強いもの)  
…法別表第2及び指定令第2条に掲げる物  
アンモニア、塩化水素、水酸化ナトリウム、クレゾール、  
クロロホルム、クロルピクリン、メタノール、酢酸エチル、  
トルエン、四塩化炭素  
無機亜鉛塩類、亜硝酸塩類、塩素、カドミウム化合物  
など



### 3 特定毒物…法別表第3及び指定令第3条に掲げる物

パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、  
四アルキル鉛、モノフルオール酢酸



## 毒物又は劇物に該当するか知りたいときは・・・

- 物質名又はケミカルアブストラクツサービス(CAS)番号で毒物及び劇物を検索できる以下のデータベースを、ご利用ください。
- ただし、必ずしも全ての毒物劇物を検索できるわけではないので、法令も併せてご確認ください。

(国立医薬品食品衛生研究所 毒物劇物の検索)

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugekisearch.html>

(製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

# 毒物劇物営業者（法第4条）

1 毒物劇物製造業者

2 毒物劇物輸入業者

3 毒物劇物販売業者



一般販売業……………すべての毒物劇物を販売する。

農業用品目販売業…農業上必要で、規則別表第1に掲げる毒物劇物を販売する。

特定品目販売業……規則別表第2に掲げる特定品目の毒物劇物を販売する。

- 販売業の登録を受けた者でなければ、毒物、劇物の販売等はできません。
- 店舗ごとに販売業の登録が必要です。
- 販売業の登録有効期間は、6年です。

# 毒物劇物業務上取扱者（法第22条）

## 1 届出を要する者（法第22条第1項）

- 無機シアン化合物を使用する電気めっき業者
- 無機シアン化合物を使用する金属熱処理業者
- 運送業者
- 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を用いてしろありの防除を行う事業者

## 2 届出を要しない者（法第22条第5項）

毒物劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者以外の者

例：農業従事者、ゴルフ場経営者



# 毒物劇物の表示(法第12条)

毒物劇物営業者、業務上取扱者は、  
取り扱う毒物又は劇物の 容器や被包、  
貯蔵や陳列する場所  
に表示を行わなければならない。

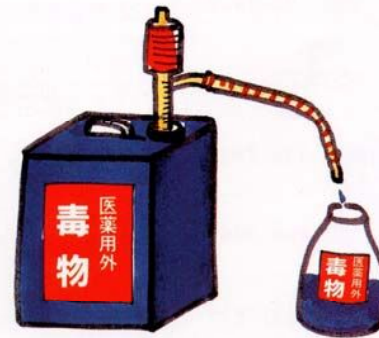
- ・「医薬用外」の文字及び毒物は赤地に白色をもって「毒物」の、  
劇物は白地に赤色をもって「劇物」の表示をしなければならない
- ・毒物劇物の名称、成分及び含量、厚生省令で定めるものについて  
はその解毒剤の名称を表示しなければならない

医薬用外毒物

医薬用外劇物



毒物劇物の表示  
毒物は赤地に白文字、劇物は白地に赤文字で表示



移し替えた容器にも毒物劇物の表示



飲食物容器の使用禁止  
誤って口にすると危険です。



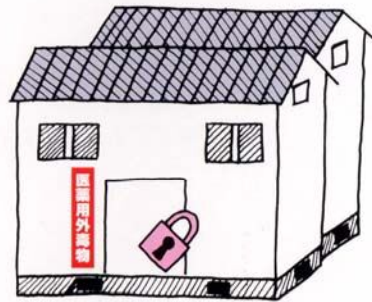
# 毒物劇物の保管

毒物劇物営業者、業務上取扱者は、  
取り扱う毒物又は劇物の 盗難や紛失の防止措置  
を講じる必要があります。

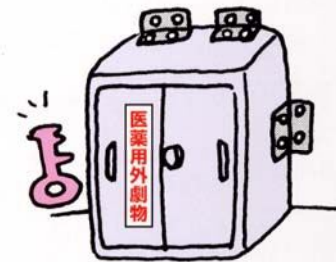
- ・ 毒物劇物は他の物と区別して、施錠のできる堅固な設備に保管してください。
- ・ 地震などによる転倒防止のため、保管庫を固定してください。転倒防止トレー等を使用してください。
- ・ 紛失防止のため、鍵の管理を徹底し、保管量を把握してください。

医薬用外毒物

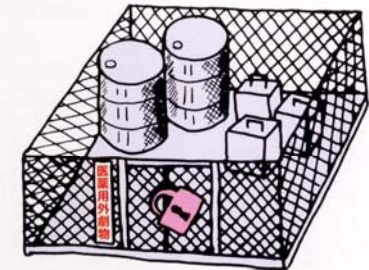
医薬用外劇物



頑丈な保管庫に厳重な施錠



転倒防止措置



頑丈なさくを設置

# 毒物劇物の取扱い

毒物劇物営業者、業務上取扱者は、取り扱う毒物又は劇物が 事業所の外に飛散したり、漏えいしたり、流出したり、地下にしみこんだりしないようしてください。

## 容器の移しかえについて

- 飲食物の容器(ペットボトル等)に毒物劇物を移しかえてはいけません。  
まちがって口にすると大変危険です。
- 他の容器に移しかえた時は、その容器にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。



## 譲渡手続き(法第14条)

毒物又は劇物を購入する場合には、  
法で定められた手続きを踏まなければなりません。

### 1 毒物劇物営業者に販売授与する場合

次の事項を**書面に記載し、5年間保存**

- ①毒物又は劇物の名称及び数量
- ②販売又は授与の年月日
- ③譲受人の氏名、職業、住所



### 2 一般の人又は毒物劇物営業者でない者に販売授与する場合

毒物劇物の購入は**必要最小量**とさせ、販売授与の都度、譲受人に次の事項を記載してもらい**印を押し**  
**た書面**の提出を受け、**5年間保存**して下さい。

## 毒物劇物譲受書（例）

毒物又は劇物	名称	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     商品名ではなく、毒物又は劇物の名称であること。                 </div>
	数量	
販売又は授与の年月日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     印鑑であること。                 </div>	
譲受人 （法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	印
	職業	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     個人の場合は必ず記入。                      例「農業」「会社員」「無職」等                 </div>
	住所	
その他（用途等）		

## 交付制限（法第15条）

18歳未満の者や取り扱いに不安のある者には交付しないこと。

- ・ 交付の際、身元確認を行うとともに使用目的、使用場所、使用時期等を尋ねてください。
- ・ 職業、言動、購入量から使用目的に不審のある者には交付しないようにしてください。
- ・ 家庭用劇物以外の毒物劇物を一般消費者に販売しないようにしてください。

法第3条の4に規定する政令で定める物（亜塩素酸ナトリウム及びこれ含有する製剤（30%以上含有）、塩素酸塩類及びこれ含有する製剤（35%以上含有）、ナトリウム、ピクリン酸）

の交付を受ける者の確認方法（規則第12条の2の6）

身分証明書、運転免許証、保険証等で氏名、住所を確認。



## 情報提供について

毒物劇物営業者は、毒物劇物を販売・授与する時、性状、取り扱いに関する情報を提供しなければなりません。情報の提供は、邦文により、次のいずれかで行うこと。

- ① 文書の交付
- ② 磁気ディスクの交付、その他の方法であって譲受人が承諾したもの

以下の場合には情報提供は不要です。

- ・既に当該情報の提供が行われている場合。
- ・1回につき200mg以下の劇物を販売・授与する場合
- ・塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物。  
(住宅用の洗剤で液体状のものに限る)
- ・DDVPを含有する製剤。(衣料用の防虫剤に限る)



## 提供しなければならない情報の内容

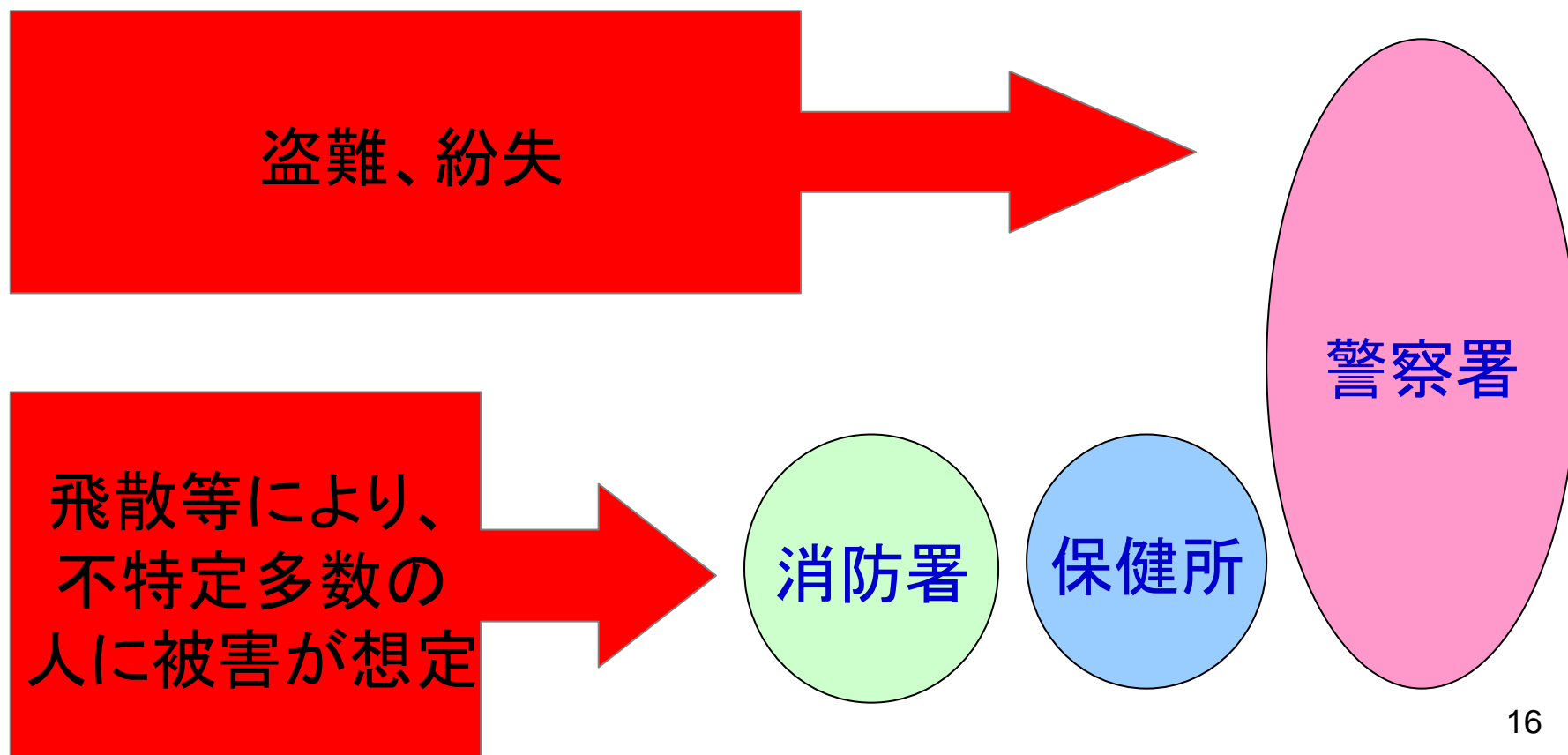
- ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所  
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ② 毒物又は劇物の別
- ③ 名称並びに成分及びその含量
- ④ 応急措置
- ⑤ 火災時の措置
- ⑥ 漏出時の措置
- ⑦ 取扱い及び保管上の注意
- ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨ 物理的及び化学的性質
- ⑩ 安定性及び反応性
- ⑪ 毒性に関する情報
- ⑫ 廃棄上の注意
- ⑬ 輸送上の注意





## 事故の際の措置（法第17条）

毒物劇物による事故が発生した場合、関係機関へ速やかに連絡するとともに、必要な応急措置を講じなければなりません。





# 中毒110番

(公益財団法人日本中毒情報センター)

<大阪>

TEL 072-727-2499 (365日24時間)

<つくば>

TEL 029-852-9999 (365日9時～21時)

## 【中毒110番の取扱う対象】

化学物質や動植物の毒などによって起こる急性毒性について、実際に事故が発生している場合に限定

家庭用品：乾燥剤、化粧品、たばこなど  
医薬品：医療用医薬品、一般用医薬品(OTC薬)  
農業用品：殺虫剤、殺菌剤、除草剤、肥料など  
自然毒：フグ、マムシ咬傷、きのこなど  
工業用品：硫化水素、化学薬品など

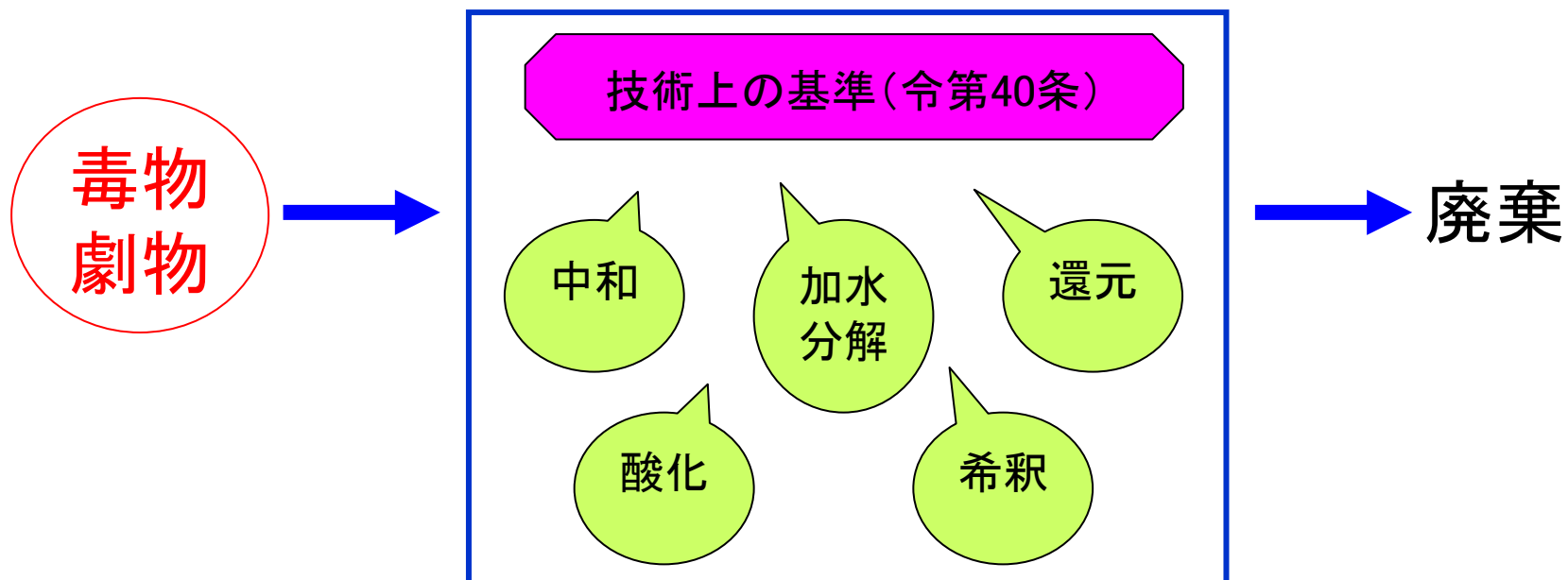
## 「毒物劇物危害防止規程」

毒物劇物を取扱う事業所ごとに、「**毒物劇物危害防止規程**」を作成してください。

- ・毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の**自主的な規定**です。
- ・管理規定を作成し、日頃の毒物劇物の管理、事故時の対応などあらかじめ決めておきましょう。



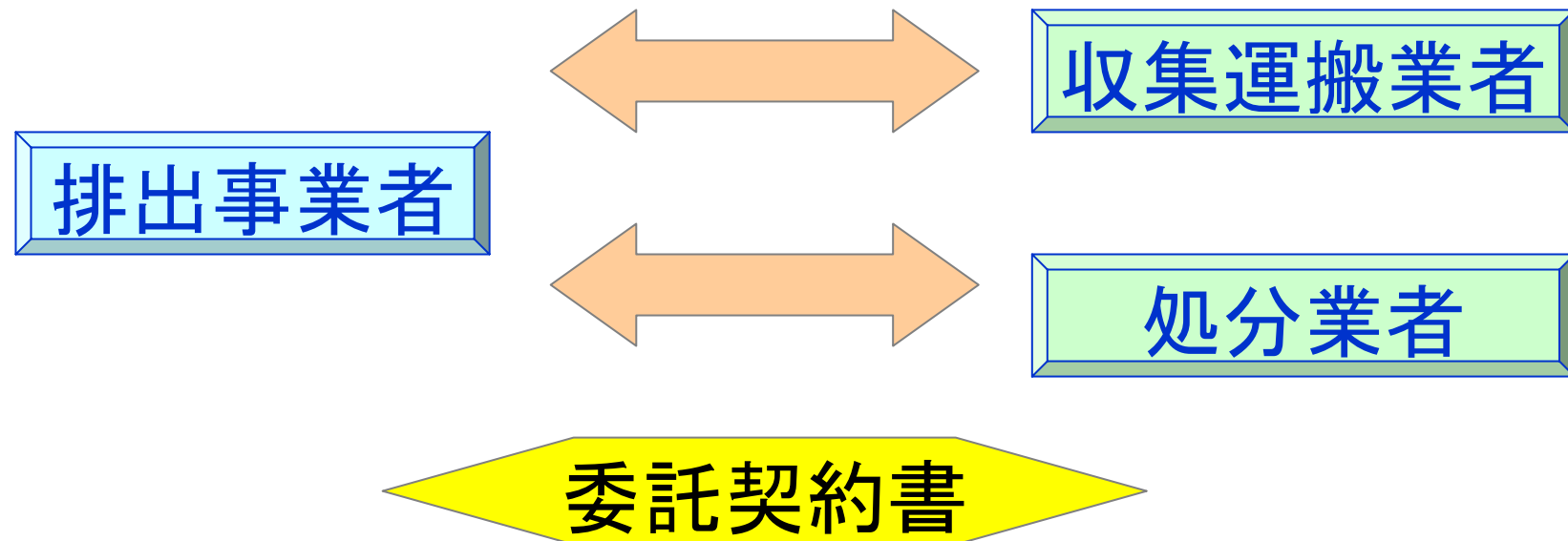
# 毒物劇物の廃棄



毒物又は劇物を廃棄する場合は適切な処理を行い、毒物又は劇物ではない状態にして廃棄してください。



- 基準に従って自己処理できない場合は、廃棄物処理業者に処理を委託することができます。



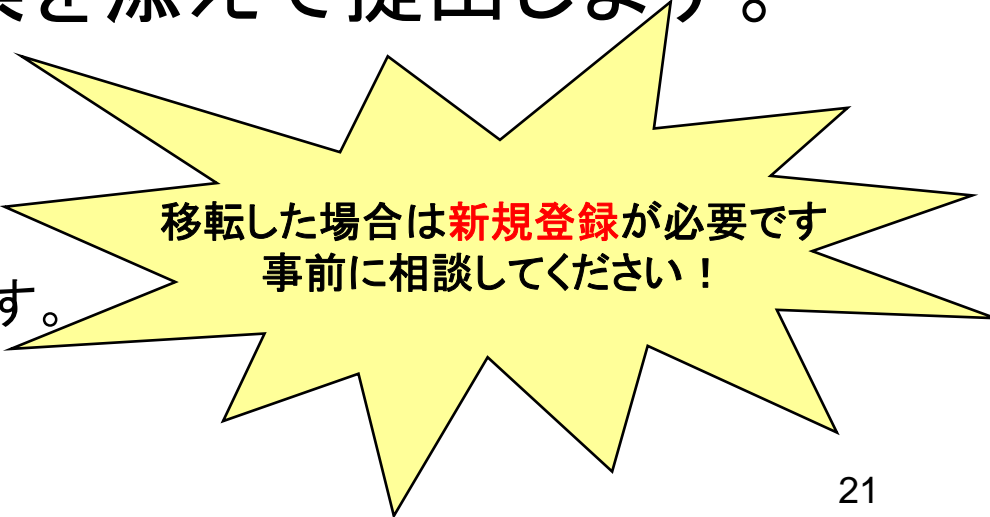
- ① 委託契約書を収集運搬業者、処理業者と交わしてください。
- ② 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、廃棄物の適正処理を確認してください。



# 毒物劇物販売業登録更新手続き

- 販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失います。(法第4条)
- 販売業の登録の更新は、登録の日から起算して6年を経過した日の**一月前までに**、登録更新申請書に登録票を添えて提出します。(規則第4条)

更新は3ヶ月前から受け付けています。



移転した場合は**新規登録**が必要です  
事前に相談してください！

# 最後に・・・

- 毒物劇物は、暴露などによって中毒になった場合、重大な健康被害を及ぼす可能性があります。
- 中毒事故が発生した場合は、正しい応急処置を行い、迅速かつ適切な対応が必要です。
- 毒物劇物による中毒事故の防止や対応のため、日頃から化学物質に関する情報を整備しておくことが大切です。